

公益財団法人福島県都市公園・緑化協会役員及び評議員の報酬等並びに
費用に関する規程

平成24年6月8日
都市公園・緑化協会規程16号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会（以下「この法人」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第26条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤役員とは、この協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、報酬及び期末手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い、発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、定款第32条第1項の規定に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 報酬等の支給日、支給方法及び日割り計算並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定めるこの法人の職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける常勤職員の例による。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬額は別記のとおりとする。

- 2 常勤役員の期末手当については、職員給与規程に準じるものとし、報酬月額に100分の20以内で理事長が別に定める率を乗じて得た額を加算する。

(新たに常勤の理事となった者等の報酬)

第5条 新たに常勤の理事となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退職、解任または死亡により役員でなくなったときは、その日までの報酬を支給する。

(退職手当)

第6条 この法人は、常勤役員に退職手当を支給しない。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 役員及び評議員に支給する旅費の額は、この法人の旅費規程の例による。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は、職員給与規程の適用を受ける常勤職員の例による。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別記 (第4条関係)

1 理事長は、年額800万円を超えない範囲とする。

2 常務理事は、年額700万円を超えない範囲とする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人福島県都市公園・緑化協会役員給与規程(昭和57年4月16日規程第3号)は廃止する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。